

介護保険に関する審査請求について

長野県内の保険者（市町村又は広域連合）が行った介護保険に関する行政処分に不服があるときは、介護保険法及び行政不服審査法等に基づいて、長野県介護保険審査会（以下「審査会」という。）に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求ではその理由を具体的に記載していただく必要がありますので、事前に、不服のある行政処分について保険者から十分な説明をお聞きください。

1 審査請求とは

保険者が行った介護保険に関する行政処分に不服（処分が違法又は不当であること）があるとき、当該行政処分の取消しを求めて、審査会に審査請求をすることができます。

2 審査請求ができる方

- ・ 処分を受けた被保険者本人
- ・ 処分により直接自己の権利・利益を侵害された者
- ・ 本人から書面により委任された代理人（本人の家族等）

3 審査請求をすることができる期間

原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内。

なお、介護保険に関する行政処分の取消しの訴えは、原則として、審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができませんので注意してください。

4 審査請求の結果

審査会では、処分庁が法律・条例に基づき適法・適正に処分したかどうか（処分に違法又は不当な点がないか）を審査し、審査請求に理由があるときは、裁決により当該処分の全部又は一部を取消し、保険者は改めて処分をやり直すこととなります。（※要介護認定に関する審査請求において、審査会が改めて要介護認定をするというものではありません。）

5 審査請求の方法

次の書類を作成（準備）し、提出してください。

- | | |
|--------------------------------|--------|
| (1) 審査請求書（必要に応じて審査請求の理由を別紙で添付） | 正副 2 通 |
| (2) 委任状（代理人が審査請求をする場合のみ） | 正 1 通 |
| (3) 審査請求に係る処分通知の写し | 2 通 |
| (4) その他参考となる資料 | 2 通 |

※口頭での審査請求も可能です。事前に事務局までご相談ください。

6 審査請求書等の提出先

審査会に提出するほか、処分を行った保険者（介護保険担当課）にも提出できます。提出は、郵送でもできますが、FAX・電子メールではできません。

なお、事前に連絡をいただいた上で、窓口へ直接お持ちいただければ、その場で記載内容等の確認ができるので、その後の事務処理をより円滑に行うことができます。

長野県介護保険審査会（事務局）

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県 健康福祉部 介護支援課 計画係

直通電話 026-235-7111 FAX 026-235-7394

電子メール kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp